

● 厚生労働省 2008年9月5日公表

## 一般病棟に長期入院している高齢の脳卒中患者・認知症患者に関する 診療報酬算定の際の留意事項について

平成 20 年度診療報酬改定において、一般病棟が本来担うべき役割を明確にするため、一般病棟入院基本料を算定している病棟に 90 日を超えて入院している後期高齢者であって、重度の意識障害、人工呼吸器装着、頻回の喀痰吸引等の密度の高い医療を必要としない患者のうち、脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者についても診療報酬（入院料）減額の対象とし、半年間の準備期間を設け、平成 20 年 10 月 1 日から施行することとしているところですが、今般、対象患者の見直しを行い、「既に入院している患者」及び「疾病発症当初から入院している新規入院患者」であって、医療機関が退院や転院に向けて努力をしている患者については、機械的に診療報酬減額の対象とすることはしないこととしました。

その取り扱いについて、各地方社会保険事務局長等に通知を発出いたしましたので、お知らせいたします。

### 1 改正の概要

対象患者のうち、平成 20 年 9 月 30 日現在において一般病棟入院基本料を算定している病棟に入院している患者又は疾病発症当初から当該一般病棟入院基本料を算定する病棟に入院している新規入院患者であって、当該保険医療機関が退院や転院に向けて努力をしているものについては、基本診療料の施設基準等の別表第四第十二号に該当するものとして、90 日を超えても後期高齢者特定入院基本料の算定対象としないこととした。なお、各保険医療機関においては、退院支援の状況について、退院支援状況報告書を地方社会保険事務局長に毎月届け出ること。

### 2 適用に当たっての留意事項について

- (1) 今回の改正によって後期高齢者特定入院基本料の算定対象とならない患者については、基本診療料の施設基準等の別表第二第十六号に該当するものであることから、平均在院日数の計算対象としない患者となること。
- (2) 退院支援状況報告書の届出時点では直ちに退院の見込みのない患者であっても、当該保険医療機関が退院や転院に向けた努力をしているものについては、後期高齢者特定入院基本

料の算定対象としないものであること。

- (3) 一定期間経過後、実態の把握を行う予定であるので、各社会保険事務局においては、届出のあった退院支援状況報告書について整理をしておくこと。

- 1 別添1の第1章基本診療料、第2部入院料等、第1節入院基本料、A100一般病棟入院基本料(4)の表を次のように改める。

状態等	診療報酬点数	実施の期間等
1 難病患者等入院診療加算を算定する患者	難病患者等入院診療加算	当該加算を算定している期間
2 重症者等療養環境特別加算を算定する患者	重症者等療養環境特別加算	当該加算を算定している期間
3 重度の肢体不自由者(脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。)、脊髄損傷等の重度障害者(脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。)、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等(※1参照)	—————	左欄の状態にある期間
4 悪性新生物に対する治療(重篤な副作用のおそれがあるもの等に限る。)を実施している状態(※2参照)	動脈注射	左欄治療により、集中的な入院加療を要する期間
	抗悪性腫瘍剤局所持続注入	
	点滴注射	
	中心静脈注射	
	骨髄内注射	
放射線治療(エックス線表在治療又は血液照射を除く。)		
5 観血的動脈圧測定を実施している状態	観血的動脈圧測定	当該月において2日以上実施していること
6 リハビリテーションを実施している状態(患者の入院の日から起算して180日までの間に限る。)	心大血管疾患リハビリテーション、脳血管疾患等リハビリテーション、運動器リハビリテーション及び呼吸器リハビリテーション	週3回以上実施している週が、当該月において2週以上であること
7 ドレーン法若しくは胸腔又は腹腔の洗浄を実施している状態(※3参照)	ドレーン法(ドレナージ)	当該月において2週以上実施していること
	胸腔穿刺	
	腹腔穿刺	
8 頻回に喀痰吸引・排出を実施している状態(※3参照)	喀痰吸引、干渉低周波去痰器による喀痰排出	1日に8回以上(夜間を含め約3時間に1回程度)実施している日が、当該月において20日以上であること
	気管支カテーテル薬液注入法	
9 人工呼吸器を使用している状態	間歇的陽圧吸入法、体外式陰圧人工呼吸器治療	当該月において1週以上使用していること
	人工呼吸	

10 人工腎臓、持続緩徐式血液濾過又は血漿交換療法を実施している状態	人工腎臓、持続緩徐式血液濾過	各週2日以上実施していること
	血漿交換療法	当該月において2日以上実施していること
11 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態（当該手術を実施した日から起算して30日までの間に限る。）	脊椎麻酔	_____
	開放点滴式全身麻酔	
	マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔	
12 前各号に掲げる状態に準ずる状態にある患者（※4 参照）	_____	_____

2 別添1の第1章基本診療料、第2部入院料等、第1節入院基本料、A100一般病棟入院基本料（4）※4を次のように改める。

※4 基本診療料の施設基準等別表第四第十二号に規定する「前各号に掲げる状態に準ずる状態にある患者」は、基本診療料の施設基準等別表第四第一号から第十一号の各号に掲げる状態に該当しない脳卒中の後遺症の患者又は認知症の患者であって、以下のいずれにも該当するものとする。なお、②の届出は毎月行うものとし、当該診療月の翌月10日までに届け出るものとする。

- ① 平成20年9月30日現在において一般病棟入院基本料を算定している病棟に入院している患者又は疾病発症当初から当該一般病棟入院基本料を算定する病棟に入院している新規入院患者
- ② 当該保険医療機関が退院や転院に向けて努力をしており、その状況について、別紙様式27により地方社会保険事務局長に届け出ているもの

3 別添1の2の（別紙様式26）の次に（別紙様式27）を加える。

「一般病棟に長期入院している高齢の脳卒中患者・認知症患者に関する診療報酬算定の際の留意事項について」の全文は、当事務所のホームページの「医業経営 TOPICS」よりご確認ください。